

集積所に出される 草・枝もリサイクル

5月1日(金)～10月30日(金)の半年間は、集積所で「草・枝」も回収します。

昨年度は、約290tの「草・枝」を回収することができました。集めた「草・枝」は肥料や農業用資材としてリサイクルをします。



リサイクリン

たけとよ
エコだより

▶ 問合せ 役場環境課

出し方

「草・枝」を「もやさなければならないごみ」の日に、透明な袋に入れて出してください。中身が見える袋であれば指定袋でなくても構いません。

なお、収集するときは、先に「もやさなければならないごみ」を回収し、その後「草・枝」を回収していきます。収集時間に差が出てきますが、これまでと同様に必ず**8時00分まで**に集積所に出してください。



紙袋・麻袋等中身が見えない袋
には入れないでください

気を付けること

「草・枝」を捨てる時には他のごみと混ぜないようにしてください。ごみが混ざってしまうと、「もやさなければならないごみ」として収集をすることになってしまい、リサイクルできません。

また、「草・枝」の袋が多い場合は、ネットの外に置き、「もやさなければならないごみ」にネットがかかるようにしてください。



草とごみは、分けて袋に入れてください

袋に入りきらない草・枝は？

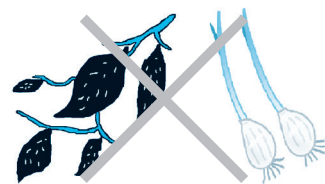
集積所では袋に入った状態の「草・枝」を回収します。袋に入れられないほど量がある場合は、エイゼン臨海工場(字沢田新田 89 - 49)に直接搬入できます。

工場には「草・木・竹」等の搬入が可能ですが、「葉物以外の野菜」や、「果物」は搬入できません。

また、工場までは袋や箱に入れて搬入しても問題ありませんが、リサイクルの妨げになるので、捨てる時は袋から出して捨ててください。



リサイクリン



「つる・葉」 だけなら○、「芋・球根」 がついていると×。
「芋・球根」 は「もやさなければならないごみ」として
捨ててください